

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	平成22年度第10回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会
開会及び閉会日時	平成22年10月1日(金) 午前9時30分～午前11時30分
開催場所	北本市文化センター第1研修室
委員長氏名	委員長 河井宏暢
出席委員(者)氏名	加藤信利、高橋陽子、高橋伸治、古賀利雄、宮城仁、秋吉徳子、関山邦孝、矢澤拓夫、河井宏暢
欠席委員(者)氏名	須藤善次郎
説明者の職氏名	協働推進課 主幹 長嶋太一
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 柴崎照夫 主幹 長嶋太一
会議次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題 (1) 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告案について (2) 他市の協働推進条例の研究</p> <p>3 そ の 他</p> <p>4 閉 会</p>
配布資料	<p>1 次第</p> <p>2 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告書(案)</p> <p>3 協働推進条例 他都市の状況</p> <p>4 協働推進条例 他都市の制定状況(項目別一覧)</p> <p>5 高橋委員提出資料『北本市中央公民館パソコンルーム運営などに関するご提案』</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	1 開 会 これより、平成22年度第10回北本市市民参画推進条例等市民検討委員会を開催する。
河井委員長	2 議 題 まず、本日の議題(1)「北本市市民参画条例等市民検討委員会中間報告案について」を議題とする。委員には、事前に資料を郵送したところである。この案について事務局の説明を求める。
事務局	———報告書（案）について説明———
河井委員長	前々回の会議で市民参画推進条例に位置づけるべき項目が決定したことから、本日、この中間報告（案）を確認してひとまず市長に検討結果を報告することとする。 （案）のうち、修正すべき箇所があればご指摘いただきたい。 それでは、「第3 北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について」の部分を項目ごとに確認していくこととする。 「1 目的」については、北本市自治基本条例第18条の規定に基づき、策定するという記載でよいか。
全委員	———承認———
河井委員長	「2 定義」については、いかがか。
高橋（伸） 委員	北本市自治基本条例に規定している用語は定義しないとするのであれば、当条例を見る前に北本市自治基本条例を見よということを記載しておかなければならない。そのようなことを条文中に規定できるか。
事務局	定義の条の最終項に「この条例において使用する用語の意義は北本市自治基本条例において使用する用語の例による」と規定する必要があると思います。 また、パンフレット等作成の際には、自治基本条例ですでに規定している用語の意義も丁寧に説明したいと考えています。
河井委員長	「2 定義」について（案）のとおりでよろしいか。
全委員	———承認———

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	次に「3 基本原則」について、意見はあるか。 (案) のとおりでよろしいか。
全委員	——承認——
河井委員長	「4 市民の役割」についてはいかがか。(案) のとおりでよい か。
全委員	——承認——
河井委員長	「5 市長等の責務」についてはいかがか。 (2)の参画の機会の「確保」という表現は、このままでよいか。北 本市自治基本条例第4条第3項では、市民の参画の機会を「保障」 するとしているが、どうか。
高橋（伸） 委員	「確保」という用語の使用は、現状から後退しないという意味も あり、改めて「拡充」することも記載しているので、(案) のとおり でよいと考える。
河井委員長	用語の使用については、庁内検討委員会で確認すること。
河井委員長	「6-1 市民参画の対象」についてはいかがか。
高橋（伸） 委員	現状の市民力ではこれでよいが、今後、市民の参画能力が上がっ てきたときには、見直しの対象となるものとする。予算編成への 市民参画の可否についても、この市民検討委員会で議論されたとい うことを記録に残しておく必要がある。
河井委員長	市民参画の対象に限らず、項目について話し合った際に委員会で どのような意見が出されたかについて明らかにしておくこと。 「6-1 市民参画の対象」の(5)、必要と認めるのは「市長等」 でよいか。
事務局	「市長等」が認めたときに実施するということになります。
高橋（伸） 委員	配布した資料の中に「北本市中央公民館パソコンルーム運営など に関するご提案」があるが、このとおり、9月1日に、NPO法人 埼玉SOHOから教育委員会に協働事業の提案を行った。 これに対し、教育委員会ではパソコンはリースではなく、備品と して購入するというので、事業提案は却下されたのだが、その後 購入するパソコンの機種を選定について、市民からの意見は聞かな

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
秋吉委員	<p>いのかと質問したところ、備品の機種選定等については、庁内の委員会で決定するため、市民の意見は一切聞かないと返答された。協働もせず、参画の機会も設けないというのでは、この問題を話し合う意味がないではないか。</p> <p>この検討委員会の話し合いの中だけでも市の市民参画に対する姿勢の問題点が多く出てきている。職員に「参画」に対する理解、また、自治基本条例に対する正しい理解が得られていないのではないか。また、小学校や中学校において自治基本条例や市民参画に関する授業を行い、北本市の市政運営の仕組みについて理解させることから取り組んでいくことが必要と考える。頭の柔らかい子どもから、また、子どもの目線にあわせて市の条例を教えていくことが必要である。</p>
宮城委員	<p>確かにみんながわかるように噛み砕いて説明する必要がある。</p>
古賀委員	<p>庁内で各課に市民参画を指導するような部署はあるのか。</p>
事務局	<p>市民参画については、現在、各部署が各事業に応じて判断し、実施しています。</p> <p>今回ご検討いただいているこの条例が整備されることにより、特定の部署がこの条例の進行管理を行うこととなります。</p> <p>高橋（伸）委員が提案された事業提案については、市と市民団体との協働事業として分類できますので、市民参画というよりも協働推進の条例の中で、協働事業提案制度を整備すること等により、問題を解決していくべきであると考えます。</p> <p>あくまでも市民参画は、「6-1」にその対象を整理いただいたとおり、市の基本計画や方針等、重要かつ基本的な事項の決定の際に求めるもので、行政が備品購入等の際に適用するものではないと考えます。</p> <p>協働事業提案制度を整備することにより、どの団体がどのような提案を行ったのか、また、その結果はどうなったのかが明らかにされます。</p>
河井委員長	<p>窓口での対応が納得いかないときは、内規等どのようなルールを適用して判断しているのかを示してもらい、行政に納得いくような説明を求めるべきと思う。</p> <p>高橋（伸）委員から提案された協働事業の問題については、次の協働推進条例の研究の中で検討していくこととする。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	「6-1 市民参画の対象」については、(案)のとおりでよろしいか。
全委員	————承認————
河井委員長	「6-2」、「6-3」についても(案)のとおりで異論はないか。
全委員	————承認————
河井委員長	それでは「7 参画の方法」についての意見を伺う。
高橋(伸)委員	(6)インターネットモニターのエの「無報酬」という表現には違和感がある。
高橋(陽)委員	エは削除してよい。
河井委員長	エは、削除することとする。
高橋(伸)委員	「パブリック・コメント手続」は和訳するとどのような表現になるのか。
事務局	<p>他市の事例では、「市民意見提出手続」などの名称がみられます。また、国では行政手続法の中に「意見公募手続」として規定しています。</p> <p>自治基本条例を検討したときにも、市民委員からは、なるべく横文字は使わないほうが望ましいということで、この「パブリック・コメント手続」の名称の是非についても議論されましたが、北本市では平成17年からこの名称で同制度を実施し、制度について一定の周知がなされていることから、北本市自治基本条例にはこの名称で規定することとなりました。</p>
秋吉委員	「市長等」をはじめとして、パンフレット等で用語をわかりやすく説明する必要がある。
加藤委員	横文字には、和訳を併記する必要がある。
河井委員長	こどもでも理解できるような解説をつけてもらいたい。

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
古賀委員	(8)に記載しているタウンミーティングは、現在も制度は継続しているということによいか。
事務局	要綱設置していますので、申込みがあれば対応しています。
古賀委員	申込みがなくても以前のように各地域で開催することが望ましい。
秋吉委員	市長は各地域に出かけて市民の意見を直接聞くべきである。
河井委員長	「7 参画の方法」については、(6)のエを削除するという事によろしいか。
全委員	———了承———
河井委員長	「8 参画の実施（マッチングルール）」については、(案)のとおりによろしいか。
	———了承———
河井委員長	「9 参画手続の公表」についてだが、市の情報の公開のしかたが重要である。いかに市民に分かりやすく伝えるか、その点を工夫して欲しい。(4)その他有効な広報手段について、今後、市民が知恵を出していかなければならないと思う。 規定する内容については(案)のとおりによろしいか。
全委員	———了承———
河井委員長	「10 出された意見の取扱い及び実施記録の作成と公表」についてはよろしいか。
全委員	———了承———
河井委員長	「11 市民参画推進計画」は、重要な項目と考える。事前に計画を公表し、実施結果も公表し、実施の仕方に問題があれば、審議会が指摘することとなる。
高橋（陽）委員	「11」は重要な項目なので、市長等の責務として記載するか、「5 市長等の責務」の次あたりに記載すべきではないか。

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
関山委員	<p>大事な項目なので、「5 市長等の責務」の中に入れずに、別に項目立てて記載したほうがよい。</p> <p>「5 市長等の責務」の次に6として記載してはどうか。</p>
河井委員長	<p>11を6として、6-1以降を順に繰り下げることにする。</p>
関山委員	<p>前の項目に戻るが、4の(2)のみを「北本市」とした意図は何か。</p>
事務局	<p>自治基本条例で使用する「市」と「市長等」と区別するため「北本市」と標記しました。</p> <p>6-1、7の(7)のイ、9等でも「市」を使用していますので、これも「北本市」と訂正させていただけたらと思います。</p>
河井委員長	<p>「市」の標記については、「北本市」に改めるということによろしいか。</p>
全委員	<p>———了承———</p>
河井委員長	<p>以降「12」から「15」については、(案)のとおりでよろしいか。</p>
全委員	<p>———了承———</p>
河井委員長	<p>次に議題(2) 他市の協働推進条例の研究に進む。</p> <p>前回の会議で、事務局に他市の協働推進条例に位置づけられている項目を調査し、一覧表として提出することを求めた。</p> <p>本日用意した資料「協働推進条例 他都市の状況」、「協働推進条例 他都市の制定状況(項目別一覧)」について、事務局の説明を求める。</p>
事務局	<p>———資料について説明———</p>
河井委員長	<p>他市の協働推進条例に関して、質問や確認事項があれば伺う。</p>
高橋(伸)委員	<p>項目別一覧中の「市の業務への参入機会」という項目は、どのようなものか。</p>
事務局	<p>行政に対し、市民活動団体が市の業務を受託できる機会を設けるよう努力義務を課すものです。</p>

## 会 議 記 録 (2)

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋（伸） 委員	協働の推進に関しては、まず、行政職員の意識改革が必要である。
秋吉委員	まず、窓口を一本化する必要がある。市民団体が協働について相談できる窓口を整備し、その推進のしくみを整えていくべきだ。
河井委員長	市民は、市の組織の詳細を知らない。窓口の一本化は必要である。
矢澤委員	協働事業提案に関しては、受付窓口を一本化し、そこから各課の担当に連絡調整するとともに、その事業を審査する機関を設け、担当課の意見を聞いて総合的に採択するか否かを決定すべきと考える。
事務局	そのしくみが協働事業提案制度になると思います。
高橋（伸） 委員	行政組織は、縦割りというよりも人割だと言った人がいる。職員によって、お客さんに対する他の部署へのつなぎ方が違う。また、協働の意識にも違いが見られる。 協働することにより、事業効果が高まり、コストも下がるものを協働事業として採択すべきである。
高橋（陽） 委員	市に提案したものについては、必ず公表するというルールをつくるべき。よい提案をしても市民は誰も知らないという状況ではいけない。
秋吉委員	それは、制度を整え、窓口が一本化されれば可能となる。 また、提案のときに、公開でプレゼンテーションをする形にすれば、協働と参画が同時に行える機会ができる。
高橋（伸） 委員	先に提案した協働事業については、提案に対する回答は市からはなかった。せつかく市と協働事業をしようという気持ちをそぐようなことがあっては困る。 やはり、制度の確立とともに職員の意識改革が重要であると考え る。 参画と協働の条例の話し合いが始まったことにより、理念の自治基本条例がより具体的になりつつある。この取組みを継続していけば、行政職員も市民との関係が整理できると思う。 きまりができることはよいことだと思う。

## 会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
河井委員長	<p>終了予定の時間を過ぎたので、次回は、協働推進条例に位置づける項目について、具体的に話し合っていきたい。</p> <p>具体的な検討の進め方については、この後私と事務局とで打ち合わせをして決めることとしてよろしいか。</p>
全委員	<p>———了承———</p>
事務局	<p>3 その他</p> <p style="margin-left: 40px;">次回委員会は10月14日(木) 午前9時30分から午前11時まで 北本市文化センター第3研修室で開催予定</p>
加藤副委員長	<p>4 閉 会</p> <p>———閉会あいさつ———</p>